

交通事故被害者の会

第46号

2015年1月15日 (年3回発行)

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

E-mail hk-higaisha@nifty.comホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章事務局
001-0030 札幌市北区北30条西6丁目
北海道交通安全協会内

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

生きていて欲しかった

小樽事件遺族 原野 和則

先日11月13日は、ちょうど月命日でしたが、札幌地裁が地検の請求(危険運転致死傷への訴因変更)を認めたという報を聞いて、本当に嬉しかったです。ただ、報告できるのはあくまでも仏前の沙耶佳であって、本当にそれが悔しいです。

事件以来感情をコントロールするのが非常に難しく…。ただ、遺骨と遺髪が手元にあるので、あの子がまだいるんだという少し穏やかな気持ちになります。

娘は、結婚して5年目の初めての子どもでした。7か月の早産で980グラムの超未熟児でしたから、3か月間北大病院の保育器の中で育ったのです。私は自宅から毎日家内の母乳を持って通いました。1グラム2グラムずつ大きくなっていく娘を、保育器の中に手を入れて頭をなでたり母乳を飲ませるといことが、親として非常に嬉しく、至福の時でした。そして3人の生活が始まるわけですが、決して順風満帆ではなく、悲しいことや悔しいこともありました。ただ、3人で助け合い、そして尊重しながら、穏やかに今まで暮らしてきました。7月13日までは。

交通安全の新聞にちょっと気になる記事がありました。10年以上前なのですが、関西地方の住宅街で、車がスリップし集団登校の列に突っ込んだそうです。小学生の男の子が一人死亡して、10数人が怪我をしました。それで、車両についた事故の痕跡を警察官が調べていて、息を呑んだそうです。なぜかという、車の側面にもみじのような小さな指紋がいっぱい付いていたからです。それは、下敷きになった子どもを助けようとした子どもの指紋だったそうです。そのとき私は思いました。ひるがえって、〇〇被告はどうなのかと。〇〇は、午前3時に仕事を終え、4時半に小樽ドリームビーチに来て、一睡もしないでお酒を飲み、そして煙草を買うということだけで車に乗って、特段の理由も用もないのにスマートフォンを7、8秒間も操作し、娘たち4人をブレーキも踏まないで轢いて、そして、逃げたのです。〇〇には、今話した幼な子の気持ちは無かったのでしょうか。なぜその場で立ち止まって助けてくれなかったのでしょうか。うちの娘はまだその時点では生きていました。亡くなったのは札幌医大です。そして〇〇は、当初の思い通りに、お店にたばこを買いに行くのです。なぜなのか、それを私は、被害者参加制度を使って、〇〇に本当の気持ちを聞きたいと思っています。

7月13日の事件発生以来、ずっと悔しい気持ちでいました。司法解剖するということで、娘たちをすぐには返してくれないのです。どうしてですか。あんな痛めつけられたのに。結局、告别式は初七日になりました。そんな中で、22日、小樽署での事情聴取。29日、札幌地検で事情聴取。そして8月1日、地検で起訴内容の説明。4日、過失で起訴という内容の郵送。たった紙きれ一枚です。過失というのは不注意です。3人が亡くなり1人重傷のこの事件を、不注意で片付けられたらたまらない、そういう強い思いがありました。(p4へ続く)

(2014年11月16日、北海道フォーラムでの発言より)



7・13小樽飲酒ひき逃げ事件で命を奪われた、(左から)原野沙耶佳さん、石崎里枝さん、瓦 裕子さん。この写真の数時間後帰らぬ人となりました。

〈今号の主な内容〉 〈特集〉世界道路交通犠牲者の日・北海道フォーラム 2014

- ①④ 「小樽事件、危険運転罪適用を求めて」(原野和則、高石洋子) ③ 「遷延性意識障害の妻を介護して」(小石川英樹) ⑥～⑫ 基調講演「ゼロへの課題と被害者の人権」(島田尚武)
- ⑬ 参加者からの発言 ⑭ 関係機関挨拶 参加者の感想
- ⑮ 犯罪被害者週間全国大会報告 ⑯ いのちのパネル展について 事務所移転について 他

WORLD DAY OF REMEMBRANCE FOR ROAD TRAFFIC VICTIMS**世界道路交通犠牲者の日 北海道フォーラム2014****交通死傷ゼロへの提言**

11月16日 かでる2・7

- 主催：北海道交通事故被害者の会
- 後援：北海道・北海道警察・札幌市
- 協力：TAV交通死被害者の会・交通事故被害者家族ネットワーク
クルマ社会を問い直す会・交通権学会北海道部会
スローライフ交通教育の会（参加約110名）



初めに、今年1月以来、銭函での3人の方など、この北海道で交通禍の犠牲になった151人をはじめ、国内外のこれまでの幾多の犠牲者に黙祷を捧げた後、今年も小栗教授を介して届けられた、ショードリイさん（「ロードピース」の創始者で、ワールドディが国連決議されるきっかけを作った英国の遺族）からのメッセージが紹介され、主催者挨拶、第1部「被害者からのメッセージ」へと進みました。



司会の山口紗季さん
(弟さんが交通死)

親愛なる日本の皆様

世界の極めて多くのNGO（非政府組織）が世界道路交通犠牲者の日（ワールドディ）に参加します。100年間の道路交通による死傷の悲劇が巨大であったことから、これは当然の結果とも言えますが、ワールドディに、世界の道路交通被害者がつながり、被害者の悲しみが理解されるべきだとアピールすることは印象的です。

日本では2007年に道路交通被害と安全提案組織がワールドディに参加しました。今年2014年には日本中で、北海道、秋田、東京、奈良、大阪、熊本などで、ワールドディの行事がおこなわれます。

とりわけ、日本のみなさまが2020年を特別な目標年として交通死亡と重傷ゼロに向けての行動計画を検討していることを知り、勇気づけられます。2020年は日本政府の第10次交通安全基本計画の最終年であり、東京オリンピックの年であり、世界の道路交通安全の行動の10年（2011-2020年）の最終年です。

世界中の人々を苦しませ続ける道路災害を根絶するために、世界のビジョンを共有し、いっしょに行動しましょう。

心をこめて 2014.11.15.

※ 邦訳は小栗幸夫氏
Brigitte Chaudhry（イギリス・ロードピース会長）

多様な取組みが予定されています。

本フォーラムの願い・目的はただ一つ、こんな悲しみや苦しみは私たちが終わりにして欲しい、本来道具であるべきクルマが、人を殺傷し続ける社会は、一刻も早く改めなくてはならないということです。

誰も、人を憎んだり恨むということをしたくはありません。しかし人命軽視のクルマ優先社会は、このあってはならない加害と被害の関係を増やし続けています。私は、被害の実態は、単年度で何人と言うのではなく、累積でその数を捉えるべきだと思います。無念と悲しみ苦しみは決して消えないからです。その累積の数ですが、戦後67年間で、死者は90万人を超え、けがを含めると、4千万人にも及びます。物質的には豊かで便利になったかも知れませんが、しかし、社会全体としての、心の豊かさは、失われる一方と言えるのではないのでしょうか。死傷被害「ゼロ」をこそ、目標・目的としなくてはなりません。

7月13日に小樽市銭函で起きた4人死傷事件について触れなくてはなりません。

飲酒運転は、より刑罰の重い故意犯であるという法律が、被害者の声で作られ、最高裁の判例も示されている、にも拘わらず、危険運転罪の適用が、検察庁の起訴段階で、見送られそうになりました。江別の高石さんとも相談し、被害ご家族に連絡をとり、札幌地検への要請と署名活動を提起することにしました。青野弁護士の力も借りました。以降の経過は資料で示した通りです。被害ご家族の方の必死のとりくみ（約8万の署名のうち原野さんなど被害ご家族が集められた署名はおよそ半分です）そして皆様はじめ道内外の方の絶大なご協力で、何とかこれはくい止めることができました。本当にほっとしております、改めて皆様のご支援に感謝申し上げます。

そして、同時に、小樽事件を通しては、何故絶望の淵にいる被害の当事者が、司法や行政へ不安を抱き、自ら要請や署名活動をせざるを得ないのかという、根深い刑事司法の課題について、改めて考えなくてはなりません。

私は昨年から今年夏にかけて、法務省の、被害者参加制度に関する刑事訴訟法見直しの意見交換会に被害者団体の代表として出席する機会が与えられ公判前整理手続きの問題など発言をしてきたのですが、我が国の法曹関係者には未だに被害者の権利を認めようとし、極めて根深い考え方があることに愕然としました。実は、そのことと小樽事件を通しての間

主催者挨拶

代表 前田 敏章

道と道警など関係機関のご協力をいただき開催出来ますことに、感謝を申し上げます。

8年目を迎えた日本でのワールドディの取り組みですが、昨夜は東京でキャンドルによる前夜集会が行なわれ、本日は、世界とも連帯して、秋田、東京、岐阜、名古屋、奈良、京都、大阪、熊本など全国各地で、

ゼロへの願い

被害者からのメッセージ

WORLD DAY

題意識もあって、今日の基調講演講師を島田尚武さんをお願いしたという経緯があります。

本日、東京から遠路来札頂きました島田さんは、私たち被害者の会の設立時（1999年）の道警本部長で、当時「警察行政は被害者の声を聴かなくてはならない」との英断を下し、会の立ち上げを行政主導で導いてくれた正に産みの親とも言うべき方です。刑事司法と被害者の人権問題など、貴重なお話を後ほど伺います。よろしくお願いします。

そして第三部では、昨年、採択されました「交通死傷ゼロへの提言」の今年度版を再度ご確認いただき、「提言」の根幹である①被害ゼロを明記した目標計画、

②クルマの抜本的な速度抑制と規制、そして③ゾーン30など生活道路における歩行者優先と交通静穏化、この三つを、2016年からの「第10次交通安全基本計画」に据えることなどを目指したいと考えています。「提言」の活用については、すでに、今年9月、内閣府のヒアリングで意見提言しております。また、2010年の講師であった今井博之さんを10次計画策定の専門委員に推薦する取り組みも全国の被害者団体とともに進めているところです。

今日のフォーラムが、明日からの被害ゼロへのとりくみにつながる意義あるものとなるよう、皆さんと共に奮闘したいと思います。よろしくお願いします。

遷延性意識障害の妻を介護して

札幌市 小石川 英樹

平成23年10月の被害事故（妻がバイクで直進し、相手乗用車が右折）でした。相手側は同じ地域に住む女性でしたが、事故直後は嘘の供述をしており、私は妻の手術中に警察に3時間くらい訴えて、翌日再捜査してくれました。事故を見ていた小学生がいたのです。それで警察が加害者に、



説明が違ふと問詰めで、「それならそれでいいです」と言っただけです。「ふざけるな」と思いました。警察官もこんな悪質なケースは初めてと驚いていました。そんな加害者ですから、未だに謝罪にも来ていません。

妻の状況ですが、すぐに北大に搬送されて、緊急手術をしました。手術直後から意識障害に陥って、いまだに病名は遷延性意識障害です。その後、中村記念病院のNASVA（自動車事故対策機構）リハビリセンターに入院して3年ですが、ここでの入院期間は最大3年なので、来年早々に転院しなければなりません。病状はかなり良くなりましたので、3月にも介護住宅を建てて世話をする予定です。

遷延性意識障害と言っても一般的ではなく、役所の福祉の窓口でも「え？何それ」という感じですので、私は役所に対する説明は植物状態という言葉を使うようにしています。まさに植物状態なのです。ところが、実際に3年間NASVAに入院されて、退院の時は、歩いて手を振りながら「じゃあみなさんお元気で」と言うほど回復していく人たちが珍しくないのです。

リハビリを3年間徹底的に繰り返すのです。午前中は理学療法40分、言語聴覚20分、午後は作業療法40分。これが毎日続きます。病室は4人部屋を二人でシェアして、着替えもさせてくれるので、私服を持ち込んでいます。要は、病院内に家庭を作ると感じなのです。

何よりもプライマリーナースといって専属の看護師さんが1名つきます。中村記念病院の場合はさらにセカンダリーナースといってもう一人看護師さんがつきまして、スケジュール以外の時間のリハビリを要望も聞いてやっ

てくれています。うちの場合ですと、パンを焼いたりケーキを焼いたりするのが好きだったので、そういう雑誌を持って行くと、看護師さんが空いている時間に見せてくれたり、お化粧が好きだった方がいればお化粧もしてくれるのです。そういうスケジュール以外の日中、目を空けている時には常にリハビリということを毎日繰り返すことで、だいたい3割くらいの方が遷延性の状態から脱却されて、次のステージに入っていきます。植物状態のイメージだと一生変わらないという感じですが、リハビリをそれだけ徹底すれば、ある程度まできてくれると思います。妻もチューブだらけで、人工呼吸器も約1ヶ月ついていました。それが3ヶ月後にNASVAの療養センターに入って、チューブが1本1本抜けていくのです。栄養のチューブが抜けて、カニューレが抜けて、もう一生無理だと思っていた普通食が、嚥下の訓練を1年半かけて、今は食べられるのです。四肢全廃なのですが、左手がちょっと動くので、左手にスプーンを持たせると、自分の口まで運べます。食べることもリハビリなのです。あと一歩、意思疎通ができるようになればいいなと思っています。完全に私たちの話はわかっています。去年、彼女の母が亡くなりました。先月1周忌だったのですが、これもずっと隠していたのですが、やっぱり周りの話を聞いて泣いてしまい。完全にわかっていますね。ただ伝えられないだけなのです。だから今、その伝える訓練をしながら、在宅治療に移りたいと思っています。

夢中で3年間やって、いまだに夢中で、悲しいというのは正直ないです。とにかく、子どもを進学させて、彼女の面倒を見て、家事掃除洗濯をしなくてはならないし、もちろん会社の仕事もあります。会社の方ですが、すごく良くしてくれて、午前中で帰っていいと言ってくれます。だから私は朝5時くらいに家を出て、午前中思い切り仕事して、午後から帰って、家の仕事して、家内のところに行って、そんな毎日を繰り返しています。

被害者の会には、何も分からない時にすがりつきたいものがあって、同じ状況の人がいるだろうと思って入りました。仲間たちがいるということで安らぎます。今後ともお付き合いさせて頂きたいと思っています。

ゼロへの願い

被害者からのメッセージ

WORLD DAY

小樽事件への危険運転致死傷罪適用を求めて

7.13小樽飲酒ひき逃げ事件被害者等連絡会 高石 洋子 原野 和則

高石です。今回「7・13小樽飲酒ひき逃げ事件被害者等連絡会」というのを作りまして、その署名取りまとめ人をさせて頂いていました。

私は、2003年に大事な息子を飲酒運転ひき逃げで亡くしまして、そこで知ったことは罪の軽さでした。飲酒運転で事故を起こしてその場から逃げてしまう人に対して裁く法律がなかったのです。それで法律を作ることによって抑止力を得て、二度と同じような悲劇が起こらないことを願って、全国の仲間とともに「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」を作り、10年間必死で署名活動を行い、毎年毎年提出して、9人の法務大臣と会ってきました。とても過酷な長い10年間でしたが、昨年12月、法改正で自動車運転処罰法ができ、その中に私たちが求めているアルコール等影響発覚免脱罪というのが入りました。危険運転致死罪との併合罪なら30年というすごい上限が設けられたのです。

私は期待しました。法が抑止力となって、二度とこのような犠牲が起きないで欲しい、地獄を見て恐怖と闘う人生を送る親が絶対できないで欲しいと。

そして、この5月、改正法が施行されました。たくさん報道もしていただきましたが、しかし、なぜか抑止力とはなっていませんでした。改正法施行からわずか2カ月の7月13日、目も耳も疑うような恐ろしい事故がニュースで流れました。びっくりしました。嘘だと思いました。でもそれは現実でした。私はニュースを聞いた瞬間、頭に浮かんだのはご両親たちのことでした。どうしているだろうと。そしてこれは、危険運転致死傷罪に加え、逃げているわけだから免脱罪で上限30年で争えろと信じていました。

しかし8月4日、札幌地検はこれをうっかりミスの過失で起訴してしまいました。私は再び目と耳を疑いましたが、その時点で、実は前田さんは訴因変更を考えており、私も「できる」と心で叫んでいました。

私は自らご遺族の方たちに会いに行くことはしませんでした。なぜなら、どれだけ苦しい思いで悔しくても、身動きとれない状況にいることは私たちが一番わかっていたからです。私たちは記者の方たちに名刺やチラシを渡し仲間がいることをアピールしました。

そのことが功をなして、1人のお母さんから電話をいただきました。「このまま（過失）では嫌なのです、私たちにできることはありませんか」という悲痛な叫びでした。それがご遺族の方と出会った最初でした。8月14日のことです。その時すでに前田さんは青野弁護士さんとも相談して、地検宛ての要請書と署名用紙を準備していました。あとはご家族と会うことだけだったのです。私は、ご家族と会うことができたのは、亡き沙耶佳ちゃん、里枝ちゃん、裕子ちゃんたちが導いてくれたのだと信じています。

そして、私たちは署名活動という大変な中に、49日も終わっていない辛い最中のご両親たちをひき入

れてしまいました。本当に苦しかったと思います。でも、過失のままではいやだ、何とかして危険運転致死傷罪で裁いてもらいたいという思いが、結局ご両親たちや私たちを動かしたのだと思います。過酷な署名でしたが、頑張って良かったと思います。2カ月経った10月24日、ようやく訴因変更となったときのご遺族の皆様の顔を私は一生忘れません。ご家族の頑張りに、本当にありがとうございますとお礼が言いたいです。

ここに、原野沙耶佳さんのご家族が来て下さっています。辛いでしょうけれども、今の思いを、悔しさなどを語ってくれたらと思います。



発言する高石さんと原野さん

〈一面からの続き〉皆さんのからの署名とお手紙が力になりました

岩見沢市 原野 和則

何とかならないかと悶々としている時に、支援のご遺族の方とお会いすることができ、ここまで来ました。私は、やはり自分たちも立ち向かわなければと思いました。それで、まず署名を沢山集める、街頭署名もできるだけ参加する、検察に対しては正義を訴え続ける。そして現場を何回も見に行き、肌で感じる、その中で自分の気持ちをはっきり検察に伝えることができる、そう思いました。現場では、メジャーで自分の娘たちが飛ばされた場所を測って、そこに花を手向けました。

メディアの方に理解していただくことも必要だと思いました。被害当事者、そしてサポートしてくれる方との連携を密にして、弁護士の先生方を信ずること。これらを全て為さなければ難しかったのではないかと思います。全国からたくさんの方の署名、そしてお手紙を添えていただき、本当に力になりました。

10月24日、地検が訴因変更を裁判所に請求するという言葉を頂いた時には、本当に安心しました。ただ、思うのは、生きていて欲しかったです。それだけが本当に唯一の思いです。本当に残念で、うまく言えないのですが、今も苦しいのです。

今考えるのは、これまで沢山の苦労された方々、無念に思われた方々がいらっしゃるということです。全国からのお手紙の中にもそのことが書いてありました。私も来年裁判が始まるのですが、それが終わったら、今度は私どもがサポートに回りたい、そう思っています。本当にありがとうございました。

*** 連絡会資料より ***

1 要請署名活動の経過概要

- ・7月13日；事件発生
- ・8月4日；札幌地検は過失運転致死傷（自動車運転処罰法 第5条）で起訴
- ・8月20日；被害4家族と高石、前田で「7・13小樽飲酒ひき逃げ事件被害者等連絡会」として、地検宛て要請書提出。
- ・8月21日；街頭署名（三越前）開始。以降、8月23日、24日、9月7日、21日、10月5日の計6回で11,064筆。
- ・9月2日；検察庁へ署名1次分（23,180筆）を提出し要請。以降、2次9月11日（23,247筆）、3次9月25日（15,962筆）、4次10月10日（8,602筆）、5次10月24日（3,341筆）、6次11月7日（3,526筆）の計6回にわたり、**総計 77,858筆**を提出。
- ・9月24日；最高検察庁へ赴き、検事総長宛て上申書を刑事事務課に提出。
- ・10月24日；札幌地検は、危険運転致死傷（自動車運転処罰法 第2条）への訴因変更を地裁に請求。（10月25日付け道新→）
- ・11月13日；札幌地裁は、請求を認める。

2 地検への要請書（8/20）と最高検への上申書（9/24）のポイント

福岡事件（H18年8月25日）に関する最高裁決定（H23年10月31日）からすれば、札幌地検の判断はあまりに消極的である。

(1) 上記、最高裁決定の要点

条文の「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」の意味について、ハンドル、ブレーキ等の操作という身体の運動機能だけでなく、そのような操作の前提となる認知機能全般や、判断力、注意力の低下など「前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処すること」が正常に行えないことも含まれることを示し、**直接の過失が「脇見」であっても「認定」は可能であるとしたこと。**

「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」の認定の指針を、「事故の態様のほか、事故前の飲酒量及び酩酊状況、事故前の運転状況、事故後の言動、飲酒検知結果等を総合的に考慮すべきである。」と明示し、何より重視したのは「事故態様が正常な状態にある運転者では**通常考え難い異常なものかどうか**」であること。

(2) 上記「通常考え難い異常な事故態様」の小樽事件の場合

歩車道の区分もセンターラインもなく幅員5mと車両同士の交差がぎざぎざの狭い市道を、海水浴帰りの歩行者の存在が十分予測される時間帯であるにもかかわらず、時速50～60キロという極めて危険な速度（小樽市は事件後30キロ制限の注意喚起看板を設置）で走行し、さらに、特段の理由もなくスマホを操作し、7～8秒もの長時間脇見状態となり、ブレーキもかけず、歩行中の4人を後ろからはね、被害者の状況や車両の損傷等を確かめずにそのまま現場を去っている。（下記比較表参照）

	〈福岡事件〉	〈小樽事件〉
飲酒時間	18時～22時半	徹夜で12時間
飲酒検知	0.25～0.3mg	0.5～0.6mg（酒気帯び基準の3倍以上）
道路状況	幹線道、歩道あり	幅5m、歩道、中央線なし
衝突時の速度	時速100キロ	時速50～60キロ
前方不注視	約8秒間脇見。1秒前にブレーキ	7～8秒間スマホ操作。衝突まで気づかず
事故後	救護せず、逃げて水を飲む	救護せず、コンビニまで逃げて買物

7万人署名 検察動かす

小樽ひき逃げ「娘に報告できる」

小樽の飲酒ひき逃げ事件で死傷した4人の遺族や家族は24日、札幌地検から危険運転致死傷罪を適用するよう判断を要したことの説明を受けた後、記者会見し、「遺族に真摯に寄り添ってほしい」と訴えた。地検を動かす要因になった7万4千人分の署名に感謝の言葉を綴り返し、今後の裁判で事件の詳細を知りたいと期待を込めた。

亡くなった廣野沙耶佳さん（当時29歳）の父和則さん（62）岩見沢市は「全国からの署名を地検は真摯に受け止めてくれた。ようやく一区切りついたと娘に報告できる」と話した。ただ、署名活動の開始から今回の判断までの2カ月間、遺族の苦悶が続いただけに、当初は一枚の紙だけで過失で起訴すると通知

され、過失という言葉が胸に入ってきた。批判判の言葉も口を突いた。岩見沢市は「何となく、つづいた娘がかわいそうで、親として何とかしたいという気持ちで、協力に感謝した。危険運転致死傷罪をめぐる

2014年	自動車運転処罰法施行
5月20日	事件発生
7月13日	小樽署が自動車運転処罰法違反（過失致死傷）と道交法違反（ひき逃げ、酒気帯び運転）の容疑で海洋鑑査容疑者を逮捕
8月4日	札幌地検が自動車運転処罰法違反（過失致死傷）などの罪で海洋鑑査容疑者を起訴
20日	被害者家族らが同法の危険運転致死傷罪の適用を求める要請書を地検に提出。署名活動を開始
9月2日	被害者家族らが地検に1回目目の署名提出。10月24日を含めて計6回、7万4332人分を提出した
24日	被害者家族らが最高検に上申書提出
10月24日	札幌地検が同法の危険運転致死傷罪に訴因変更するよう札幌地裁に請求



札幌地検から訴因変更の説明を受けた後、会見する被害者家族ら
＝24日午後、札幌市中央区の札幌弁護士会館

旨や市民感覚との乖離が大きく、法律自体に不備がある」と訴えた。和則さんらは被害者参加制度を利用し、公判で○○○被告(31)に質問する考えも「被告がなぜ娘をひいてどうしているのか。裁判では詳細に

本日の事を語ってほしい」と上層部判断影響が、大隈大の佐久間修教授（刑法）は、遺族は「原因を究明し、再発防止を図る」ことが重要で、その上で「安全な社会を築く」ことが重要だ。危険運転致死傷罪の構成要件が曖昧だから、そのようなことが起きる。危険運転致死傷罪の構成要件を本格的に見直すべきと指摘している。た

だ、遺族の署名活動をきっかけとして地検の判断が変わる状況は、法の安定性という面では問題がある。そもそも危険運転致死傷罪の構成要件が曖昧だから、そのようなことが起きる。危険運転致死傷罪の構成要件を本格的に見直すべきと指摘している。た

WORLD DAY OF REMEMBRANCE FOR ROAD TRAFFIC VICTIMS

基調講演

ゼロへの課題と被害者の人権 ～道交通事故被害者の会の意義～

元北海道警察本部長 島田 尚武

(しまだ よしたけ)

千葉県出身。1970年警察庁入庁。東京、宮城、香川、岐阜、北海道等で勤務。



講演シジュメ

1 北海道交通事故被害者の会創設の契機

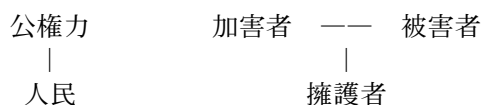
- 1通の手紙 — 怒り — 警察は敵だ
 - しかし全国の現場には交通安全に一生を捧げた警察官が沢山いる
- 敵にしていけない — 安協専務の英断
 - 安協の中に「被害者の会」

2 被害者の人権保護に反対したのは誰か

- 1995「検証日本の警察」日弁連編集 日本評論社
被害者の保護を主張することは被疑者被告人の人権を危殆ならしめる
- 2012・11・15 日弁連 被害者（の訴訟）参加制度の見直しに関する意見書
- 2014・5・20 東京新聞 日弁連 自動車運転処罰法反対、不当な範囲拡大

3 何故被害者の人権保護に反対か

- ① 人権思想の進化の歴史 — 2極対立構造から3面関係へ
 - ・そもそも人権保護とは「公権力から人民を守ること」
 - 人類の“負の遺産” — 圧政の歴史
 - マグナ・カルタ以来、国王の横暴に対する抵抗権としてスタート
 - ex ベッカリーア「犯罪と刑罰」岩波文庫・・・18世紀後半期フランス革命の理論的先駆
- 前言註1
ベッカリーアがこの「犯罪と刑罰」を書いた頃は、キリスト教の世俗的勢力、王侯貴族等の封建勢力がともにどれほど暴威をふるっていたかは現代の読者の想像を超える。その情勢の下で、明らかにこれらの権威を否定する結果になる自由と人権、罪刑法定主義の主張をすることは、そのまま文字通り生命の危険を意味した。
- ・ドイツにおける基本権保護義務論など人権論の3面関係の把握への進化 1985年、国連「被害者の人権宣言」



- ② 日本では人権論が2極対立構造論のままに遅れた
～特に戦後日本では戦前の天皇制軍国主義下における特高などによる弾圧の記憶
- ex 昭和15年津田左右吉博士、岩波茂雄 天

皇制の起源などについて国際比較し科学的に論究した書物を「皇室の尊厳を冒瀆する文書」として起訴

- ・憲法31条から40条、刑事訴訟法に被害者の人権保護の明文規定なし

4 2極対立的人権論の弊害

・・・“外来種のガラパゴス現象”

- ・「2極人権論」とは何か…被害者の存在を否定するだけでなく敵視
- ・犯罪者に「逃げることは権利だ」との意識
 - …「逃げ得文化」の発生
- ex 時効、児童ポルノ、民事不介入の原則（DVやストーカー対策の遅れ）、黙秘権

5 被害者の声が世の中を変えた

・・・この15年間は日本の刑事司法の大変動期

- ・被害者対策の前進刑訴法改正、基本法制定
- ・飲酒運転事故などが「過失犯」から「故意犯」へ
- ・上限5年から20年（以上）への懲役刑の引き上げ
- ・「逃げることは権利だ」から「逃げることは犯罪だ」へ
 - …発覚免脱罪の創設など
- ・交通事故死者の大幅減少

6 最後に「賢い人権派」に 人権の3面関係の把握

「愚かな人権派」

- 公権力は敵だ…道庁爆破事件
- 被疑者被告人の人権保護こそが人権派の任務だ
- 立証ににくい条文作り（精密司法）…市民の常識に合わない法律 人権保護、罪刑法定主義のつもり

「賢い人権派」

- 公権力を被害者のために活用する
 - 「警察は味方だ敵ではない」
- 警察官の中に被害者の人権に配慮しないものがいなくなるように、上手に育てて育てる、批判して委縮反発させるよりも長所を見つけて伸ばす
- ・法曹関係者は「法律は正しい」ことを前提とせざるを得ない立場にあることを理解
- ・講演活動、署名活動、検察審査会の活用などによって関係者の意識を変え、法律を変え、法解釈を変える、法運用を変える
- ・「ポピュリズム」との侮蔑は正しくない、失礼である
- 被害者の会は
 - 「善良な市民の常識と健全な正義感」を具現

1 北海道交通事故被害者の会創設の契機

私が北海道警察本部長として勤務をしていましたある朝、交通部の幹部が来まして、交通事故の処理をしていた警察官の態度が悪くて、市民を怒らせてしまった事件があった。その詳細を聴いてみますと、警察官の態度がとても悪い。そこで私はその被害者の方にお手紙を書いて、1冊の本をお送りしました。しばらくして、その本が送り返されてきてまして、その事故の被害者のお母さんの手紙がありました。ちょっと読んでみますと、「私の娘は現在19歳で、短期大学1年生でございます。車にはねられ、大腿骨骨折の大けがをし、長期間入院いたしました。腰や足の手術後も、痛みを耐えながら、車いすに座ったまま3時間半の事情聴取、車道を走っていたあなたの方が悪い、こんなバカがいるとは思わなかった、転び方が悪いからこんな大怪我をしたんだ。何か警察官に反論しようと思すと、なに一と睨みつけ、書く手をやめ、ボールペンをボンと書類の上に投げ、煙草をふかし、こちらの言い分を聞いてはくれませんでした。」



こういう態度を取るのはこの警察官一人ではないだろうなあと思わざるをえない。毎日、こういう怒りが警察の周りにどんどん増えていく。警察を敵だと。しかし一方で、私は全国を転々として仕事をしていたわけですが、全国に交通安全に一生を捧げた警察官もたくさんいるということを知っております。雨の夜、交通事故の処理中に突っ込んできたトラックに轢かれて殉職した警察官もいました。お通夜に行って、その奥さんから「交通警察というのは警察の中でバカにする人もいますけど、うちのお父さんは交通警察をととても誇りに思っていました、交通警察が大好きでした」と。こういう警察官も全国にはたくさんいる。決して敵になってはいけない、敵にしていけない。なんとかしてこの交通事故の被害者の人たち遺族の人たちの声を力にできないかと思いました。その時に、当時私と一緒に仕事をしていた北海道警察の中に、なんとかしようという人がいた。とても印象に残っているのが、総務部長の後、北海道交通安全協会の専務理事になられた青木さん、今も私はその場面をおぼえているのですが、青木さんが私に「本部長、私にまかせなさい」こう言われたのです。そして全国でも初めて、交通安全協会の中に交通事故被害者の会ができたんです。今でも全国でここだけではないかと思えます。それはどういうことかということ、交通安全協会の中に被害者の会がありますから、組織がしっかりしているんです。それと同時に、この会のとてもユニークなところは、会の運営が被害者のみなさんのイニシアティブで行われている。その自主性、これがポイントです。この北海道交通事故被害者の会は、全国で最もしっかりした会だと思っております。

2 被害者の人権保護に反対したのは誰か

次に本日のテーマは被害者の人権ということですので、レジメを見ていただきながら進めます。日本には、先進国には珍しいと思うのですが、被害者の人権保護に反対という人々がおられるんですね。レジメに3つほどあげてありますが、これは1995年の本です。「犯罪被害者の保護は、被疑者被告人の人権保護と対立することがあるため、被害者の保護を主張することは被疑者被告人の人権を危殆ならしめるという面があるが、今日、性的犯罪の被害者の二次的被害、あるいは犯罪被害者の三次的被害が問題となってきている実状を見ると、被害者の保護につき、検討すべきではないだろうか」。あるいは、2012年の見直しに関する意見書、これはみなさんのお手元に資料を配布してありますが、「被害者参加制度をただちに導入することについて反対である」というふうに言及しておられますね。あるいはお手元の資料の中に、日弁連がこの危険運転処罰法に反対であるという資料もあげておきました。もちろん、日弁連の中の全員がこういう意見ではありません。しかし日弁連の理事会において、こういう意思決定をして、公式見解としてこういうものが出て来ているということなんですね。皆さん方、弁護士さんのような人たちが被害者の人権保護に反対? いったいそれはなぜなんだと思うと思います。それがなぜかということについて私の理解する範囲で今日はお話ししてみたいと思います。レジメの3、なぜ被害者の人権保護に反対か、というところに入ります。

3 何故被害者の人権保護に反対か

①人権思想の進化の歴史、2極対立構造から3面関係へ

人権というのは、人間が存在すれば、当然人権というのはあると思うんですが、問題は人権思想ということなんですね。人権思想というものをその歴史を振り返ってみると、1215年のマグナ・カルタ。そして1789年のフランス人権宣言、こういった形で人権思想というものが長い歴史の中で作られて来た。この人権思想で、マグナ・カルタは国王の権力の濫用、横暴に対する戦い、これが人権思想の中心だったと思うんですね。権力に対する抵抗の中で人権というのは生まれ発展してきた。そして、フランス人権宣言。これはいわば権力と市民、この2極対立。国家権力から人民の人権をどう守るか、これが人権思想の中核として進んできたと思います。

私は1冊の本を持っているのですが、この『犯罪と刑罰』、ベッカリーアという人の岩波文庫ですが、私も、私が法学部の学生だった頃には、この本は必読文献でした。法学部の学生でベッカリーアを知らないというのは、ちょっとおかしいんじゃない、というくらい基礎的教養の基礎文献。この本は犯罪というのは何だということをあらかじめ明確にしておかなければならない、後出しじゃんけんで、気に入らないからこういう行為は犯罪だ、というのはいけませんよ。刑罰についてはこういうことをしたら死刑だ、こういうことをしたら罰金だ、

ということ、あらかじめ明確にしておかなければいけない。後出しじゃんけんではいけませんよ、いわゆる罪刑法定主義ということを書いている本なんです。昭和11年に出した第1刷が、私は昭和41年の22刷を買いましたけれども、風早八十二さんという有名な弁護士さんが翻訳をしているんですけれども、その方の前言の注というところに、「ベッカリーアがこの犯罪と刑罰を書いたところは、キリスト教の世俗的勢力、王侯貴族の封建勢力がどれほど暴威をふるっていたかは、現代の学生の想像を超える、その情勢のもとで明らかにこれらの権威を否定する結果になる自由と人権、罪刑法定主義を主張することは、そのまま文字通り生命の危険を意味していた」という人権思想の歴史。

ところが、多分世界大戦後くらいからになると思いますが、人権侵害の実態というものをもう少し仔細にみると、たとえば犯罪にしても、あるいは人身売買とか、奴隷、男女差別、人種差別、さらにいじめとか、あるいは最近のブラック企業とか、ひとつひとつの人権侵害を詳細に見れば、それは加害者、被害者、そして人権を保護すべき責務を負っている公権力、こういう3面的な関係で見ると人権の構造の把握として正しい。こういうふうな欧米ではこの人権思想と言いましょか、人権構造の把握が進んできた。これを図示してみると下の公権力対人民というのが加害者、被害者、擁護者、こういう3面的な関係に捉えるのが正しいというふうに進んできたと思います。こういう流れの中で、欧米において被害者対策が、戦後、進んできました。欧米においても、被害者というのは、いわゆる忘れられた存在と言われてきたんですけれども、だいたい1980年頃には被害者対策が定着したと思います。1985年には国連においていわゆる「被害者の人権宣言」も作られました。

3-② 日本では人権論が2極対立構造論のままに遅れた

さてそこで、レジメの次のページを見ていただきたいと思います。欧米では3面関係に人権把握が進んでいたにも関わらず、日本では、人権論が2極対立構造のままに遅れてしまった。なぜかという、特に戦後日本では、戦前の天皇制軍国主義下における特高などによる弾圧の記憶などがとても強い。それが私は欧米では3面的な人権把握になっているのに、日本で2極対立のままに遅れた理由ではないか、と思います。戦前の記憶、たとえば、ここでは一つの弾圧の例をあげておきましたが、昭和15年、津田左右吉さんという早稲田大学の博士ですけれども、この方と岩波茂雄さんが、天皇制について国際比較して科学的に論及した書物を、皇室の尊厳を冒瀆する文書だということで起訴、一部有罪になっているんですね。昭和15年というはまだつい最近です。皇紀2600年といってお祝いがあった年だそうです。私は昭和15年はまだ生まれていませんので知りませんが、1940年ということですね。この翌年の昭和16年には

真珠湾攻撃、こういう年なんですね。その前年にこういう摘発、検挙があった。

実は私若いころ、今から40年ぐらい前ですが、マレーシアに出張したことがあります。マレーシアに行って、せっかく出張してきたので、マレーシアの歴史をということで、いろいろ読んでおりましたら、マレーシアにスルタンという王様がいらっしゃるんですね。読んでみると、マレーシアの神様の国作り神話というのがあるんですよ。神様が地面に足ついたら島ができたとか国ができたとか、そういう国作り神話がマレーシアにありまして、私はそれを読んだ時に「目からうろこ」を感じました。日本の神話とよく似ているなと思ったんですね。もう少し考えると、そういう同じような神話を持っている国はたくさんあるんですね。国作り神話ってあちこちにある。そういういろいろな国にある神話などを国際比較する中で、天皇制の起源を論じた、そういう出版物。こういうのは当然の研究だと思うのですが、こういうものに対して、皇室の尊厳を冒瀆する文書だ、検挙すべきだ、そういう東大教授たちがいたんですね。原理日本というグループだそうですが。そういう圧力も受けて、検察は検挙をした。岩波の社長さんも。そして、裁判所は有罪判決を出した。現在、日本にこういう風潮が本当に根絶されているだろうか、というと、私は非常に危惧をもちます。こういう原理日本のようなものが日本ではまだ決して絶無とは言えない。そういう意味では、今日の日本国憲法というのは、とても重要な意義を持っていると思います。私は我々にとって宝物だと思います。

さりながら、その憲法にやっぱり不十分な面があるのではないかと、思います。お手元に配布した資料に、岡村弁護士さんの投書があります。この岡村弁護士さんという方は、ちょうど拓銀が倒れた頃ですけれども、山一証券の顧問弁護士をしておられた。会社の立場に立っていろいろ活動する。株主たちは、そういう岡村さんを大変憎んだ。そして岡村さんを殺そうということで、家に来た一人の株主がたまたま奥さんが対応し、その奥さんを殺した。こういうことで、岡村さんはこの投書をするに至るんですが、ちょっと読んでみます。「自分が被害者になったことで、刑事司法の場で被害者の権利がいかに無視されているかを身をもって知った。憲法や刑事訴訟法は加害者に法的な地位を与え、権利を保障する規定を数多く置いているのに、被害者の規定はほとんどない。」

ここまでの話をまとめると、日本には被害者の人権保護に反対する人たち、しかも非常な有識者の人たちがいる、なぜその人たちは被害者の人権保護に反対するんだらうか。それは、人権思想というものが、権力と市民との対立の思想史の中で生まれ、欧米ではそれが3面関係に変化してきているのに、日本ではまだ2極対立のままに理解されている。こういうことに原因があるのではないかと、ということまでお話をしてきました。ここまでよろしいでしょうか。その次の2極対立人権論の弊害というところに進みたいと思います。

4 2極対立の人権論の弊害

もう一度ここで2極人権論というのは何だということを確認しておきたいと思います。2極人権論というのは、人権の本質は権力との戦いであるという考え方。これは私は現在においても大変説得力のある重要な考え方であると思います。しかし、人権の本質は権力との戦いだという説得力のあるこの人権というのは、市民の人権というのがもともとだと思うのですが、今日日本においては、これが被疑者被告人の人権というふうに変質をしているのではないかと。被疑者被告人の人権のみを強調することになると、被害者の存在を否定することになります。存在を否定するだけではなくて、被害者の存在を敵視することにすらなる。先ほど申しましたように、日弁連の文書の中には、「被害者の保護を主張することは、被疑者被告人の人権を危殆ならしめる」。これは対立構造として見ているんですね。ですから、敵視。被害者を敵視するような被疑者被告人優先の人権論になるわけです。こういう中で、2極対立の人権論の弊害、犯罪者が逃げることは権利だ、こういういわば「逃げ得文化」を発生させることになる。レジメではその例として、時効、児童ポルノ、民事不介入の原則、黙秘権、この4つを挙げてみました。

まず、時効についてでありますけれども、時効というのは、時間がたてば処罰されなくなる。刑事司法では単純に言えばそういうことです。時効はなぜあるんだということ、教科書的には、時間がたつと証拠が散逸して冤罪が生まれやすくなる。それからもう一つはこれはみなさんにとってとても大切なことですが、被害者意識が希薄化する、というのですね。だから、時間がたったら時効だ。日本では長い間殺人罪について15年という時効でした。松本清張さんの小説になったり、時効15年というのはずっときました。ところが、欧米諸国では、こういう重要犯罪については、時効が見直され、いろんな国でなくなっていた。そのことは日本ではあまり知られなかった。しかし徐々に知られるようになって、15年というのはちょっと短かすぎるだろう、というので25年という改正があり、さらに最近、殺人事件等について時効がなくなりました。まさに時効というのは逃げ得の典型例だろうと思います。この時効の問題が出ると、私はどうしてもご紹介しなければならないと思うことがあるので触れますが、それは強姦罪の告訴期間6カ月という問題です。日本で被害者対策が不十分じゃないかということで、日本の警察においても、特に女性の性犯罪などには、女性が捜査に当たるべきだということで、女性捜査官という制度が1998年頃からどんどん作られるようになりました。その中で、神奈川県警察本部の性犯罪捜査係長に板谷利加子さんという方がおられまして、この方が1998年に『御直披』と題する本を書きました。御直披というのは、親展という意味だそうですが、これは板谷さんと性犯罪の被害者が文通、苦しい胸の内を縷々つづったお手紙の交換があった。それが本になっているんですね。この本は

初めハードカバーででたのですが、2000年に文庫本が出まして、この文庫あとがきということに、次のような記述があります。「この本を出して各方面からのさまざまな反響とともに、大きな進歩がありました。それは、被害を受けてから告訴するまでの期間が平成12年6月8日以降の事件に関し、撤廃されたことです。本文にも書きましたが、被害にあつて立ち上がるまでには、非常に個人差があります。外に出られないという人も相当にいます。彼女たちにとって、それまでの告訴期間6カ月はとても長くそして短いものではないでしょうか。一人で耐えるにはあまりに長く、それを過ぎたら加害者が罰せられないというのはあまりに短いということです。」

一人がこういう本を出したということが日本を変えるんだなとつくづく思いました。それと同時にこんな強姦罪が親告罪で、親告しなければ、犯罪が成立しないということもいかがかと、これは国会で改正の議論があるのですが、それよりもっとひどいのは、この告訴の期間がたったの6カ月しかないという。いったいこれは何だ。こんな法律は明らかにおかしいですね。刑事訴訟法にこんな規定があったんですからね。まさに逃げ得文化というか、思い出しても憤りを感じますね。

児童ポルノ。私もたびたび国際会議で外国に行つて、外国の捜査官と話をすると、日本というのはとても優れた国なのに、どうして児童ポルノに関しては日本から世界中にインターネットで流されるのか。実は日本には販売と問われる罪というのはあるんだけど、単純所持罪がない。販売しようと持っているところを捕まえても立件は困難。売ると犯罪というのは立証はとても難しいんですね。所持しているところで捕まえられないと、防止できないんですね。G8の国で世界に児童ポルノをどんどん流しているのは日本とロシアなんです。その日本とロシアにこの単純所持罪がないんです。いつも恥ずかしい思いをしている。2009年だったと思いますが、国会でなんとかして単純所持罪を立法してほしいという警察はじめいろいろな働きかけの中で、当時民主党でしたけれども、否決された。その中心にいた弁護士の国会議員さんが国会でこういう答弁をしているんです。なぜ立法しないか。「私の事務所に封書が届きました。中を開けてみたら、児童ポルノが出てきました。おやおやと思って見ていると、コンコンとドアをノックする。警察官でした。入ってきて、お、あんたは児童ポルノを持っているね。現行犯逮捕。こういうことになりうるから、私は児童ポルノの単純所持罪の立法に反対です」と。日弁連の議論です。何百何千と多くの世界の子どもたちや女性たちが本当に一生の重荷になるような児童ポルノ写真を撮られている。そういう人たちの人権に対して、児童ポルノを見たい、楽しみたいという人権があるのかもしれない。他方、そういうことを理由に警察が自分のところに入って来て自分を捕まえるかもしれない。そういう警察権限の濫用を怖れるという権利と言いましょか、人権。そういう比較衡量を、私はそういう形で捕まえる警察官がいるとは思いますが、仮にそ

うというのがいたとしても、利益の比較衡量が僕はおかしいと思う。

民事不介入の原則。今でも行政法の教科書を開きますと、警察消極の原則。これは戦前のドイツ公法の流れ。そういう流れの中で、警察というのは、できるだけ権限を行使しない方がいいんだ、人権侵害の恐れがあると。その延長線上で、家庭の中のこととか、あるいは民事の商取引であるとか、あるいは恋人同士であるとか、そういうところに警察権限は介入してはならない、「民事不介入の原則というのがある」と、テレビのバラエティショーで堂々と言っておられる有識者と称する方もおられます。実は、全国の警察学校でも、民事不介入の原則というのがあるから、警察はやりすぎちゃいけないよという教育を、私の現役時代にはされていました。そういう中で何が起こったかという、ストーカー、あるいはDV。埼玉県の桶川とか、兵庫県の加古川というところで、被害女性が殺害されました。被害届を出していたのに、警察が恋人同士だろうということと民事不介入の原則なんだよと言って。こういうことが相次いで起こる中で、「警察は怠慢」である、裁判でも「警察がもっと早く捜査をして、もっと権限行使をしたら、こういう被害は防げた」と批判された。現在警察学校では「民事不介入の原則などというものはない、それは仕事をさぼりたいやつの口実に過ぎない、それぞれの法律に基づいて、警察はしっかりと仕事をしなければいけない」と教えています。

黙秘権。かつて千葉県でイギリス人の英語教師を殺害した男がおりました。沖縄や全国を逃げ回って、顔の整形手術までして逃げた。この男がつかまりました。そして、弁護士さんに黙秘権について質問した。黙秘すると刑が軽くなるのだろうか。新聞に書いてありました。私はそれを読んで、まさに逃げ得文化だなあと。この若者は逃げ得文化の申し子だなと思いました。黙秘権というものが無実な人の権利ではなく、犯罪者の黙秘権になっているのではないかと。イギリスでは1994年の立法で、現在事実上黙秘権は廃止されております。アメリカではミランダールールが注目されますが、実際どうか。私はアメリカの捜査官と一緒に麻薬の密輸事件を何年にもわたって捜査をしてきましたので、たとえば今、法務省で司法取引というのを導入するかどうかという議論をしていますが、アメリカの捜査官は麻薬の捜査ではこのおとり捜査、司法取引を常にやっています。私はそれを一緒にやっていたので、見ていますとすまじいんですね。おまえが自白して協力するなら刑を軽くしてやるよ、自白を強要しているわけですね。日本でこんなことをしたら違法収集証拠ということになります。しかしアメリカではこれは当たり前前の捜査手法です。それどころじゃない。私はいかがかと思うけれども、おまえの娘を捕まえるよ、みたいな、本当に黙秘権などというものはどこに行ったのと思わざるをえない状況がアメリカにはあります。

今、時効、児童ポルノ、民事不介入の原則、黙秘権を見てきました。黙秘権について、もうひとつご紹介

しておくと、慶応大学の笹倉先生が、日本の裁判制度について書かれていた文章（法学教室2013・11）を参考までに読ませていただきますが、「アメリカ、ドイツと対比した場合、我が国の被告人供述の扱いは寛大である。被告人はいったん供述しても、黙秘権を失うわけではなく、選択的に黙秘権を行使できるし、虚偽の供述をしても処罰されない。起訴状一本主義が採られ、裁判官は審理の始まる時点では追及の材料を持ち合わせていないから、公判の冒頭から裁判官が被告人を厳しく問い詰めることもない。捜査の結果を知る検察官が厳しく追及することはありうるが、被告人は黙秘によってそれに対抗しうる」ちょっと専門技術的になりますけれども、日本の刑事司法制度というのは、ドイツの大陸型と、英米型をミックスしたもので、そのミックスのはざままで両方の緩いところが合わさってしまったような独特の裁判における黙秘権の優遇状況というのがあるんですよ、ということを、笹倉先生は指摘している。ですから、捜査の段階から裁判の段階まで、日本の黙秘権というのは、独特の状況にある。

これら、いくつか挙げたものは、いずれも明治維新、あるいは戦後欧米から導入されたとても重要なことでもあります。しかし、この4の2極対立的人権論の弊害の最初のところに書かせていただいているように、外来種が故国では見直されている。あるいはなくなっている。それに対して日本では増殖成長というか、過大にまで大きくなってしまっている。そして弊害が生まれている。こういう2極人権論の弊害というのがあるのだというふうに私は思います。日本の法学部では授業という、ドイツのなんとか先生はこう言った、アメリカの最高裁判所ではこんな判決がある、などと言って授業が行われることが多い。法学部にはノーベル賞はないですけども、仮にあったとしても、こういう日本の法学部ではノーベル賞の受賞者ではでないと思わざるをえない。憲法9条は例外だと思えますけれども。

5 被害者の声が世の中を変えた

こういう状況に対して、5に入りますけれども、被害者の声が世の中を変えたんです。最近15年間は日本の刑事司法の大変動期であったと思います。まず、2000年に刑事訴訟法が改正になりました。さっきの告訴期間6カ月の撤廃だとか、あるいは被害者に対する通報の制度だとか、岡村弁護士さんがあの投書で求めたようなことの多くがこの刑事訴訟法改正でみのりました。そして、2004年には、犯罪被害者の基本法ができました。だいたい欧米から20年の遅れでした。そして交通の分野では、先ほどからお話がありましたように、飲酒運転事故などが過失犯罪から故意犯罪に変わりました。したがって、それまで上限が5年だった罰則が、上限が20年、併合罪あわせると上限が30年というふうに引き上げられました。そしてまた、逃げることは権利だという状況から、逃げることは犯罪であるというふうに変化をしてきました。配布資料の中の、「その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発

覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させること、その他その影響の有無と程度の発覚することを免れるべき行為をした」という犯罪。福岡のひき逃げ事件の容疑者は、事件発覚後、飲酒検知の前に、がぶがぶ水を飲んだり、あるいは追い酒というのか、がぶがぶと酒を飲んだり、そうして飲酒検知を受けた。警察官はお手上げなんです。正しい飲酒検知ができないようにする行為、公務執行妨害罪ではないかとすら思いますけれども、検挙はなかなか難しい。公務執行妨害があっても、情けないことに、警察官はお手上げだったんです。そんなバカなことがあるかと、諸外国だったら許されませんけれども、日本では逃げることは権利なんですね。やっとここにこの発覚免脱罪ができた。大きな変化ですね。そして、交通事故。さっき151人という話がありましたけれども、私が本部長をしていた1999年、2000年頃は毎年北海道で500人以上の交通事故死者がありました。それに比べると大幅に減った。この15年間というのは、大きな変動期であったと私は思います。

もう一度、ここまでお話ししてきたことを振り返ってみますと、日本には被害者の人権保護に反対する人たちがいる。なぜそんなバカなこと、なぜその人たちは反対をするのだろうか。そこには、人権思想の歴史、抵抗権として生まれた。ベッカリーアが命がけでこの罪刑法定主義を訴えるなどしてできてきたこの人権思想というものがあります。この2極人権的な発想が、近年になって3面的に捉えられ、2極対立の中では忘れられていた存在だった被害者について、3面関係の中で正しく捉えるという進化が欧米ではあった。ところが日本では、2極対立の人権構造のまま戦後もずっと進んできた。現在も多くの人たちが、日弁連でそういう文書を出しているのですから、依然としてそういうことだろうと。そこで改めてこの2極人権構造論というのはいったい何だ。これは、大変な弊害を持っている。逃げ得文化を持ってきた。そういう中でこの15年間、この北海道交通事故被害者の会のみなさんの活動はその中心だったと思いますけれども、そういう力が日本を変えてきた、日本の歴史を変えてきた。そういう15年間だったと。ここまでよろしいでしょうか。

6 最後に、「賢い人権派」に

さて、最後に、賢い人権派に、というタイトルをつけました。大きな変革が進んできたんですけど、しかし依然としてこの会場のみなさん、交通事故被害者の会のみなさんが感じておられるように、現在もこの2極人権論の影響というのは日々のみなさんの怒りの元になっている、なり続けているのではないかと。人権外交なんていう言葉があるように、人権というのはとても大切な概念でありますけれども、その人権の中に、私は賢い人権派と愚かな人権派とがあると思います。愚かな人権派というのはどういう人々かといいますと、公権力は敵だ、と言って北海道庁に爆弾をしかける、道庁

爆破事件を起こすなどというのは愚かな人権派の典型だろうと思います。被疑者被告人の人権保護こそが人権派の任務だと、こういうのも私は愚かな人権派ではないかと。皆さんのお手元の日弁連の意見書、被害者参加制度の見直しについてのその理由、「被害者の存在を認めると真実の発見に支障をきたす」、本当にそうですかね。刑事訴訟の構造を根底から覆す。被告人の防御に困難をきたす。日弁連の理事会で決議をするにあたって、内部でこういう議論をしたという文書がありますけれども、その中にこういう文言が出てくるんですね。

「被害者が刑事裁判に入ると、被告人の無罪推定が破られる。判決が下るまでは無罪なのだから、被害者は法的には存在しない」、というんですよ。私はこの文言を読んだ時に、ある種ショックというか、法学というのは理屈の世界だし、ある種フィクションの世界とっていいかもしれませんが、それにしても「被害者は法的には存在しない」というこの文言はあまりにもひどいんじゃないかと。フィクションの度が過ぎる。人倫にもとる文言だという印象を持ちました。だから私は愚かな人権派だというちょっときつい言葉を使いました。

もう一つ紹介しますが、大沢さんという弁護士さん、テレビによく出るヤメ検の弁護士さん、彼は愚かな人権派から賢い人権派に変わった人だと思いますが、あの人があるところにいる文章の中でこういう一節があります。「当時の法曹界の常識とは、被疑者の人権を守ることが最優先であり、犯罪被害者の人権を守るという意識はありませんでした。私たち法曹界の人間は、裁判官も検事も弁護士も、証拠としてしか被害者を見ていませんでした。」大沢弁護士さん、こういうふうに言っているんですね。愚かな人権派と呼んでも決して極端ではないと思いますが、みなさんいかがでしょうか。

レジメのその次に、立証しにくい条文作り。市民の常識に合わない法律。人権保護、罪刑法定主義のつもりと書いておきましたが、実は私は法律の条文案を作る仕事を何回かしております。自分自身で法律の条文を作って、法律が動いているわけですが、同じ対象に対して短期間に何度も立法し直すなどという経験はありません。後手後手に、あそこまづかった、もっと重くしなきゃとか、そんなふうなことをしたら、法律のプロとしては恥ずかしい。その意味で、今回のこの自動車運転処罰法というのは、後手後手に繰り返し変更している、あまり出来のいい法律ではないと言わざるを得ない。しかしなぜそんな法律を作るのかというと、できるだけ緻密に、精密司法というんですけれども、そういう条文を作ることが人権保護なんだ、こういう発想があると思うんですね。だから例えば、「信号を殊更に無視」、なんてありますね。私が作った法律で「殊更に」なんて使ったことは一度もない。私は「殊更に」って見たときに、これは法律の文言ではなくて、小説の文言だなと。殊更に無視するなんていうのは、なんか子どものいじめみたいでおかしいんだけど、殊更にというのは最高裁の判決では「故意」と同じ、殊更にと殊更に規定しなくても故意と同じ扱いで現場は運用しているんですね。

今回の「正常な運転が困難な状態で」という文言も、要するに飲酒の影響下でということですよ。事実上、福岡の判決と、今回の小樽事件の判断で、私は相当わかりやすい方向にみなさんの力で変えていったと思います。

こういう愚かな人権派に対して、賢い人権派というのは何かというと、私は人権構造を加害者と被害者と人権の擁護者、こういう3面構造的に捉えて、人権の擁護者たる公権力にきちんとした仕事をさせること。こういう立場が賢い人権派だというふうに思います。したがって当然、公権力を被害者のために活用する。警察は敵じゃありません。味方です。味方にしなければいけない。北海道警察の警察官の中に、被害者の人権に配慮しない者がいなくなるように、上手に褒めて育てる、批判して萎縮させるのではなくて、長所を見つけて伸ばす。学校の先生やお医者さんも一時期バッシングの波がありました。あげ足取りで、学校の先生もモンスターペアレントにいじめつくされて、どんどん萎縮していった。お医者さんも、手術の前にどんなことがあってもかまいませんみたいな一筆を書かせるような、妙な風潮。こういうのはおかしいですね。やはり人権侵害を防止する、こういう形で警察を始め公権力が正しく活動するように、促していく。その時、特に法曹関係者は、法律は正しい、そういうことを前提として仕事をせざるをえない立場にあるということに理解を示しながら、それを変えていく。その下に書きました。みなさんのように、講演活動、署名活動、検察審査会の活用などによって、関係者の意識を変え、法律を変え、法解釈を変え、さらに今回の小樽事件のように、法運用を変える。こういう活動こそが賢い人権派であると私は思います。

署名活動のようなことについて、ポピュリズム、大衆迎合、雑音などと言って侮辱する人たちがいる。夜、BSのテレビを観ていたら、裁判員裁判が始まって5年ということで、こんなことを言っていた人がいた。「素人裁判員が量刑を重くするのはけしからん」。こういう論調。角刈りの司会者でしたけれども、私は思わずチャンネルを切りました。この人はいったい自分を何様だと思っているのか。口の中に便所雑巾を押しこまれたような不快さが残ってたまりませんでした。こういう上から目線の人、大言壮語で天下国家を論ずるような政治評論のような人たちがたくさんマスコミの中にはいます。私はこの目線の高さのことを思うと、どうしても大変恐縮ですけれども、美智子さまのことを思い浮かべざるをえない。私はたまたま美智子さまのおそばでお供するということが何回もありました。そのたびに感じることは、上から目線ではなくて、地に足のついた他人の痛みを思いやる目線、そういう目線ですね。温かい目線というか。こういう目線を美智子さまは心しておられるんじゃないか、意識的に努力しているんじゃないかなとお供するたびに感じました。今日この会場におられるみなさん、この交通事故被害者の会のみなさんは、そういう目線を持っておられる人々だと思います。ここに書きましたように、被害者の会は善良な市民の常識と健全な正義感を具現していると思います。こういう人たちこそが、世の中を変えるんだ、現に変えてきた。歴史を変える。よい日本を作っていくんだというふうに思います。

私はこのような北海道交通事故被害者の会の創設に関わることができたことを自分の一生の誇りに思います。みなさんのお幸せを心からお祈りして終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

フォーラムの感想 ・ ・ ・ 参加者アンケートより ・ ・ ・ その1

- ★ 島田尚武氏の基調講演が良かった。賢い人権派が多数増し、活動活躍して頂きたい。危険運転致死傷罪適用を強く進めて下さい。
- ★ 島田先生の講演はとてもわかりやすく有意義でした。被害者の人権の変遷が良くわかりました。
- ★ 真意が少し理解できました。現在の法の流れを間違えて理解していました。今後長くこの会の催しが続くことを祈念しています。
- ★ 島田先生のお話の中で、弁護士会の立場の発言など、センセーショナルな内容であった。複数の見識がありながら団体として統一する必要もなく人権も平等にあるものだと思っていたが、現状は違うの

だろうと感じた。

何の罪もない被害者の人権が本来は一番に重んじられる事になるように運動を続けていただきたい。

- ★ 被害者の会の方たちの活動で法律が変わった事や、被害者の人権が認められていなかった事など、知らないことを沢山知ることができた。
- ★ 島田尚武氏の話はわかりやすく同感できたので大変良かった。

★ 基調講演、島田尚武さんの2極人権論が良く判りました。

- ★ 時効が廃止された理由が分かって良かったです。加害者が非常に守られている事に驚きました。
- ★ 島田氏の講演が分かりやすく、なる程と驚くことばかりでした。

★ 島田先生のご講演、大変勉強になりました。弁護士だけでなく法学部の学生が受けている刑法や刑事訴訟法の教育の古さを思い知りました。児童ポルノの件でご指摘になった“利益の比較がおかしい”、

全くその通りだと思います。島田先生のような方をどうやったら増やしていくことができるのでしょうか？先生の“法曹関係者は法律は正しいことを前提とせざるを得ない立場にあることを理解して”という記述、とても参考になります。敵ではなく味方を増やしていきたいと思います。アカデミックな世界でも本当に日々理不尽な思いを抱いています。こんな状態を変えていきたいと思います。

(司会の)内藤弁護士がお話になった「被告人の謝罪→情状酌量」の点について、一般の人々は「悪いことをした人が謝るのは当たり前」「当たり前のことをして罪が軽くなるのはおかしい」と考えているという論文を読みました。これについて慶応法学部の原田先生は「それも一つの捉え方としてアリ」と指摘なさっています。これが実現するのも、裁判員制度の意義と言えますよね。



ゼロへの提言・・・参加者発言

WORLD DAY

小樽事件を大学の授業でとりあげました

小林 麻衣子 さん（筑波大学大学院）



昨年より研究と並行して都内の大学の法学部で非常勤講師として授業を持ち、18～19歳の1年生たちに、自分の頭と心で何が正義であるか考えて下さいと伝えています。

授業では、考えて欲しい事件を幅広く取り上げ、京都亀岡の無免許暴走事件について、危険運転か過失運転かというグループワークをさせたりしています。その後、自動車運転処罰法が成立したということもあり、9月末の秋学期から小樽事件を取り上げさせて頂きました。事件の概要をまず説明するのですが、私が話している時にもう「ひでえな、こんなの死刑でいいよ」という声が出ていたのが非常に印象的でした。「みんなが言うように、悪質な事件ですが、亀岡とか鹿沼の事件のように検察は過失とした。じゃあみんなだったらどう判断をしますか」と、グループワークをさせたのですが、（成績順に並べられているクラスで）お利口さんの方に「過失」と判断するグループが多く、やんちゃな感じの子たちは皆「危険運転」という結論で、私からは「条文ばかり見ていると本当の自分の正しいと思うことが失われていってしまうね」と話しました。

また、皆様の署名活動の紹介もしたのですが「私も署名に協力したいです」と申し出てくれた子が何人もいました。みんなこの事件に関心を持っていて、ちょうど授業の前日に訴因変更のニュースがあったのですが、次の日は授業が始まる前から、「先生、危険運転になったね、こういうことってあるんだね」と少し興奮した面持ちで話していました。

私は授業で「今までもこうやって被害にあった人たちが司法の理不尽さに一生懸命立ち上がって、その結果新しい法律ができたり、法律改正がされてきた。だから社会を良くする法律というのは、時には亡くなった人たちの命でできている事があるのです」と伝えています。

最後に、このクラスの学生が書いてくれた感想があるので、本人の許可を得てご報告したいと思います。

「（前略）実際に授業を受けてみると学ぶことが多く、また自分で考える時間も増えました。やはり、実際にあった事件を取り扱っていると胸が痛み、心が沈むこともたくさんありました。正義は自分たちで作らなければいけないとも思いました。作られた既製の正義のもとでは、泣くことしかできない人がたくさんいるのだと知りました」

本当に間接的ですけども、教育の場で被害者の視点というのを伝えていけたらと思っています。

市民の声で、安全な道路へ

原田 さちこ さん（道路を考える会）

8月に道路を考える会でシンポジウムをしたときに、前田さんに来て頂いて、知り合うことができました。

小樽事件では、皆さんが7万名もの署名を集められて、本当に何とすごい努力なんだろうと思いました。

私は、道路を作る段階での交通安全を目指して活動

しています。お手元のチラシにあります。今札幌市が計画している環状通り南19条の道路整備（6車線化）の問題です。私は代案として5車線の道路を提示しています。



信号のときを考えて頂くとわかるのですが、青信号の時にセンターライン寄りが右折車で止まって動かないですね。動くのは6車線でも2本なのです。私の提案している5車線でも真ん中の1本が右折車線として働きますから、ほとんど交通量は変わらないと思います。なおかつ、6車線の場合、右折車線には直進車も入り危険が生じるのです。交通安全上も良く、歩道が5mと広くとれます。また、横断歩道の横断距離は15m以下が望ましいと設計の方にはあるのですが、市が計画しているのは20mです。（私達の提案は17m）ここは通学路で小学生も通うのです。ぜひ計画段階で、歩道の広いこの形に変えて頂きたいと一生懸命活動しています。

市のこの計画は昭和40年に作られたのです。しかし道路構造令という基本の法令は交通事故が増えたことを考えて昭和45年に新しくなっているのです。50年近く経っているのに以前のまま作るという計画を変えて頂きたいと署名を集めています。ご協力をお願いします。

飲酒運転撲滅条例を道に求めています

新藤 利一 さん（北大医学部生、アルコール問題対策委員会）



私は、昨年北大生が飲酒事故で亡くなったのを受けまして、アルコール問題対策委員会というものを立ち上げました。委員会の目標としては、飲酒事故を防止し飲酒の適切な対応を提案するというものです。

活動の中で、7月に小樽の悲惨な事故が起きました。実はその事故現場を友達が目撃し、とてもショックを受け、それを聞いた僕自身も身近な問題だと身ぶるいました。過去を調べたところ、2004年には北大生が亡くなっており、恥ずかしながら2009年には北大生自身が飲酒死亡事故を起こしています。こうした経緯もあり、大学の支援を受けて取り組んでいます。

私どもが考えている飲酒運転撲滅条例ですが、昨今、福岡、三重と続いてアルコール依存症の方々に着目した条例が制定されました。アルコール依存症の方々は厳罰化の抑制効果がとても薄いということが論文で発表されており、また、飲酒運転を繰り返す方々は依存症の方が多い（検挙が1回目では40%、2回目になると60%）という統計もあります。飲酒運転事故が昨今下げ止まり傾向にあるのも、厳罰化の効果が薄いアルコール依存症の方々の問題と考えています。飲酒運転をゼロにするためには、福岡や三重で実施されているように、検挙者への受診義務を定めることが必要です。

飲酒運転撲滅条例を道に求める署名は、少ないながら1950筆になりました。1万筆に達しましたら提出をと考えていますので、ご協力頂けましたら幸いです。

ゼロへの誓い・・・来賓挨拶・参加者の声

WORLD DAY



道環境生活部くらし安全推進課
交通安全対策担当課長

安海 智久氏

被害者の会の皆様は、各種講演活動や「いのちのパネル展」などで、命の大切さ、家族の悔しさを訴え、1件でも交通事故をなくすため、日々活動されておりますことに対しまして、深く敬意を表するとともに感謝申し上げる次第であります。

本日のフォーラムでは、被害者ご家族の体験談など大変貴重なお話を聞かせていただき、交通事故の悲惨さ、残酷さに胸が締め付けられる思いがいたしました。改めて、交通事故の根絶を目指さなければならぬという思いを強くしたところであります。

本年は「犯罪被害者等基本法」成立から10年目になりますし、本年5月には、悪質運転の厳罰化に向けた、いわゆる「自動車運転処罰法」が施行されるなど、全国の被害者の方の活動が国を動かし、様々な形で実を結んできたものと考えております。

道といたしましても、皆様や道警察、関係機関・団体と緊密に連携を取りながら、交通事故に遭われ不幸にも亡くなった方、今も後遺症で苦しんでおられる方やその家族に思いを馳せて、この世から交通事故をなくすため、全力で取り組んでいきますので、引き続きご支援・ご協力をお願い致します。



北海道警察本部交通部
交通企画課管理官

久保田 浩之氏

被害者の会の皆様には、自ら体験された交通事故の悲惨さを広く訴え、道民の交通安全意識の高揚にご尽力頂いておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

先日地下歩行空間でいのちのパネル展を見させていただきましたが、心に詰まる思いがあります。また本日は、ご遺族の原野さんや、支援された高石さんのお話、小石川さんのお話し、島田先生の基調講演と、大変参考になり、決意を新たにしました次第です。

今年は私の友人二人が交通事故の遺族になってしまいました。1人は私と同年の警察官で、4月にお母様がトラックに轢かれ、もう1人は高校の同級生のお母様で、9月に右折車両に轢かれ亡くなりました。

多くの方が深い悲しみを体験されています。加害者や被害者になる可能性を「ゼロ」に近づけるために、私達警察と皆様をはじめ交通安全に携わる機関・団体が色々な事故防止活動を今後も継続していくことが必要です。

今後も皆様とともに取り組む所存ですので、変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

閉会挨拶 副代表 小野 茂

お手元の資料の「交通死傷ゼロへの提言」ですが、昨年採択されたものと文言は同じです。1年間の身体犯被害の96%が道路交通の被害です。何としてもゼロを目指して私たちの活動を進めていきたいと思っております。

提言・発言いただいた皆様、ありがとうございます。



た。島田先生のお話を聞いて資料記事にある「加害者天国」ということの意味が良く分かりました。

最後になりますが、本日お集まりいただきました皆様、本当にありがとうございました。

フォーラムの感想・・・参加者アンケートより・・・その2

- ★ ご遺族の方が辛いお気持ちの中、とてもがんばっていらっしゃることに感銘を受けました。素晴らしいフォーラムです。社会を良くしようと考えていらっしゃる方々が集まり、このような会があることは必要であるなあと改めて感じています。
- ★ 小樽事件が、危険運転致死傷罪に変更になり良かった。市民としてもっと重い刑罰でもよいと思う。
- ★ 銭函事件のお話、胸を打たれました。被害者の会の活動が今後ますます充実されることを祈っています。私は中学校教員として命を大切にする道徳教育に力を入れています。今日のフォーラムでまた深く考える機会を頂きました。北海道の未来を担う子どもたちに命の大切さを教え続けていきたいと思っております。
- ★ 新聞記事で知り、参加させてい

- ただきました。命について改めて考えさせられました。会社でも交通安全運動はしていますが、ほとんど形だけの組織です。明日は月1回の幹事会議ですので、被害者の会の活動と今日のフォーラムの内容についてお話しさせていただきます。
- ★ 道警OBで現在免許更新の講習をやっています。被害者の話を直接聞くことができ良かったです。島田元本部長の講演も勉強になりました。
- ★ 実際にご遺族の方々の声を聞くことができ、胸に迫るものを感じました。なぐさめの言葉をかけることはできなくとも、悲惨な事故を繰り返さないよう行動していくことで、少しでもなぐさめにつながればと強く思いました。
- ★ 被害者の声が切々と伝わってきました。今後も大勢の方に実情を

- 伝えていって下さい。被害者は苦しみから守られなくてはなりません。
- ★ 高石さんのお話に心打たれました。飲酒運転はもちろんですが、携帯やスマホの操作によって事故を起こすことに対し、もっと対策を考えてほしい。最後の3人の方の活動など、とても興味深く聞きました。
- ★ 被害者からのメッセージで小石川さんの「大変な状況で悲しみも無い」、原野さんからの「事故以来、感情のコントロールが難しい」という言葉が印象的でした。自分も2年前の息子（当時11歳）の事故以来同じような気持ちを持っているので、とても共感しました。
- ★ 原野さんのお話を聞いて、泣けました。どうか我々の声が全道及び全国の方々に届きますように。

犯罪被害者週間全国大会2014～いのち、きぼう、未来～

12回目となる全国大会は、11月29・30日、東京の晴海グランドホテルを会場に行われました。(主催は、全国18の被害者団体で構成する「犯罪被害者団体ネットワーク」愛称 ハートバンド)

北海道からは、佐藤(2)、高石(2)、中嶋、永野、前田、水野の計8人が参加し、大会成功に奮闘するとともに、全国の仲間と交流を深めました。

開会

今大会には、全国12の被害者団体から約100名、支援の団体や個人の方を合わせると150名ほどの参加がありました。

開会の言葉の後、大分県から駆け付けた実行委員長の佐藤悦子さん(飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 共同代表)が、主催者挨拶。



続いて、黒沢専務理事(犯罪被害救援基金)、及川参事官(内閣府犯罪被害者等施策推進室)、阿武室長(警察庁犯罪被害者支援室)、そして、平井理事長(全国被害者支援ネットワーク)と来賓挨拶が続きました。(挨拶順は写真は右から)

被害者の声

第1部「犯罪被害者の声」では、2006年、長女歩さんを少年による殺人事件で奪われた山口県の中谷加代子さん、2001年、お兄さんの裕一さんを強盗殺人事件で奪われた兵庫県の伊藤裕美さん、そして、2000年、娘さんが交通事故被害で遷延性意識障害となり介護を続けている藤原ひとみさんが、悲嘆と苦しみの中での題について切々と語りました。

また、運営委員会からは、昨年来取り組んでいる市町村における犯罪被害者支援条例制定のとりくみについての報告がありました。

車座トーク

第2部は恒例となった車座トーク。参加者が一つの輪になり、「一番困っていること」「苦しい中で助かったこと」「犠牲を無にしないために」をテーマに、パートナーの方の助言も含め計28人の方が発言しました。



分科会

翌30日の分科会は、「市区町村における犯罪被害者支援について」「兄弟姉妹で語ろう」「弁護士相談」「ハートカフェ」という4つのテーマで、討議と交流を深めました。

～ハートバンド全国大会に参加して～

大切な家族

札幌市 水野 美代子

体調不良もあり、今回が初めての参加となりました。年令が増すばかりで、出かけるなら“今でしょ”の気持ちになったのです。中嶋さんに飛行機の手配などしてもらい、連れて行って頂きました。感謝です。



閉会集会で感想を述べる水野さん、右端は中嶋さん

ある日突然、犯罪に巻き込まれ肉親を奪われ、今までの生活が全く違ったものになってしまう。被害者家族やご遺族の話は、悲しすぎます。その中でも命を大切にすることを教えていくことが必要と、命の講話などそれぞれの立場で活動されているとお話は心に響きました。殺人事件でお兄さんを亡くされた伊藤裕美さんの「被害者のきょうだい」をテーマにしたお話は、私にも思い当たる事がありました。娘が交通事故で亡くなってから、今年で22年になりますが、あの頃、私夫婦は嘆き悲しみ、娘の兄の事は全く考えてやれませんでした。息子は、弱り切っていく両親の姿を目の当たりにし、泣くことも出来ず話し相手もなく、一人悩み苦しんでいたことを、ずいぶん後になってから知ったのです。

夕食交流会では生命のメッセージ展でお会いしていた方々との再会もあって懐かしく、次の日はハートカフェで木下さんの演奏に心安らぎ、子どもたちが木下さんを囲み歌っている姿が微笑ましく、心に残っています。

少しずつ前を向いて 札幌市 中嶋 良子

二度目の今回は、3名の被害者の声と車座トークでのお話を聞き、それぞれ被害状況は違えど、本人や家族の傷は皆大きく深いものだと思えて感じました。

あの時から幾度となく流した涙は本当に辛いものでしたが、今こうして生かされているのはまだまだやる事があるんじゃないのと言われていた感じがします。誰かの役に立てよう、少しずつ前を向いて歩いていきたいと思った2日間でした。命の尊さや、かけがえのない人を失わないように今何をすべきか。この世から少しでも交通事故や犯罪がなくなるよう心に刻みます。

印象に残ったのは 佐藤 茜莉(高校1年)

一番印象に残ったのは、兄弟についてのお話です。互いに思っていた心うちを話し合い、さまざまな人の意見が聞けて、これからまた頑張っていこうと思いました。

※この大会の様子は、ハートバンドのホームページにアップされています。(「ハートバンド」で検索) (前田記)

2014年の活動を振り返り

いのちのパネル展実行委員会 小野 茂

「いのちのパネル展」12月3日の釧路での展示で今年の全てが完了いたしました。平成26年度は28か所、135日間でした。新たに石狩市役所・日本医療大学・深川の3カ所で開催でき、活動が広がったことは喜ばしい事でしたが、銭函・石狩・稚内と続けて飲酒運転による犠牲者が出た事は時折活動が空しく感じる時もありました。しかし旭川・釧路のイオン店・また地下歩行空間・手稲駅など例年以上に冊子・会報誌を持っていられる方が多く、アンケートの中にも「帰って子供に見せたい!」と書かれてあったり、また「いつも見えます、これ以上パネルが増えなければ良いですね」と声を掛けてくれた方もいて市民の交通安全への関心が高くなり、理解者が増えている事は、活動が決して無駄ではなかったと感じました。

これも北海道共同募金会からの支援でこのような活動が出来る事に深く感謝申し上げます。来年活動は13年目に入ります。無理をせず、出来る範囲で活動をして行く所存です。ご協力よろしくお願い申し上げます。

以下は、釧路開催に尽力頂いた道警釧路方面本部犯罪被害者支援係長萩生田明日美さんからのお手紙です。

この度は、大切ないのちのパネルを貸して頂き、本当にありがとうございました。

イオンモール釧路昭和の会場では土日で開催したこともあり、非常に多くの来店客の方々に見ていただくことができました。道新にも記事が掲載されましたので、パネル展を見ることを目的に来店した人もいました。一枚一枚ゆっくり見て下さる方や、涙を浮かべながら見ていた方も大勢いました。

近くの児童会館から小学生の団体の子どもたちも見に来てくれましたので、私が1枚ずつパネルの内容を読んで、説明させて頂きました。アンケートも書いてもらいましたが、心に響くものがあつたんだと感じました。

大学生の息子さんを交通事故で亡くされたお母さんが、「他の方が、どういう気持ちでいるのか知りたくて、迷いましたが見に来ました。私がアルバイトをさせたから、あの子は交通事故に遭って亡くなったんです」と泣きながら話して下さり、今も自分を責めている姿を見て、とても胸が苦しくなり、私自身涙をこらえるのに必死でした。交通事故を無くしたい、悲しむ人を無くしたいと本当に思いました。(後略)



(2014年11月29日 北海道新聞 釧路版)

会の目録

2014.8.19. ~2015.1.10.



《会合など》

8/26 会報45号発送

9/10、10/8、11/12、12/10 世話人会・例会

11/16 世界道路交通犠牲者の日・北海道フォーラム

《訴えの活動》

◆8/28 北見オホーツク被害者支援研修会、9/5 南富良野高校、9/9 月形学園、9/22 佐呂間高校、10/9 苫小牧西高校、10/16 月形刑務所、11/5 沼田町交通安全大会、11/6 青森被害者支援県民フォーラム、11/18 札幌平岡高校、11/21 旭川署被害者支援講演会、12/3 倶知安被害者支援研修会、12/8 北星短大 12/15 苫小牧総合経済高 (前田)

◆8/29 遠軽高校、9/5 札幌市立北英中、10/6 登別市立鷺別中、10/20 道運転代行事業者安全大会、10/28 札幌中央署被害者支援研修会、11/14 北見市立光星中、11/19 遠軽町立遠軽中、11/20 札幌厚別高校 11/22 飲酒運転撲滅市民フォーラム、11/25 芦別市立芦別中、12/9 札幌拓北高校 12/10 岩見沢警察署被害者支援講演会 (高石)

◆8/29 函館方面本部被害者問題講話 (真島)

◆9/5 栗山警察署教養セミナー 9/18 苫小牧中央高校、9/29 小樽市交通安全市民総決起大会、10/16 釧路商業高校、11/6 釧路被害者支援研修会、11/19 赤平歌志内警察署被害者支援講演会、11/26 札幌市立白石中 (白倉)

■処分者講習での講師：8/22 (荻野)、9/26 (前田)、10/24 (荻野)、11/27 (前田)、12/12 (荻野)

《いのちのパネル展》

⑩ 8/19~26 伊達カルチャーセンター ⑪ 9/8~12 旭川イオン ⑫ 9/13~19 旭川フィール ⑬ 9/20~26 札幌西区民センター ⑭ 10/6 札幌駅前通地下歩行空間 ⑮ 11/6~20 札幌国際大学

⑯ 11/12~14 札幌駅前通地下歩行空間 ⑰ 11/16 かでる2・7 (ワールドディ北海道フォーラム)

⑱ 11/20~26 JR手稲駅(ワールドデイ) ⑲ 11/22~30 斜里中学校 ⑳ 11/25~27 釧路運転免許試験場

㉑ 11/28~30 釧路昭和イオン ㉒ 12/1~3 釧路交流プラザ

事務所移転

11月末、北海道交通安全協会の新築移転に伴い、当会事務所も下記住所の2階に引っ越ししました。電話番号も変わりましたので、よろしくお願いします。

なお、毎月の世話人は第2水曜の午前中に行っています。何かありましたら一報下さい。



〒001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-8

北海道交通安全協会内

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026